岩手県障がい者プラン（岩手県障がい福祉計画）（案）の概要

（第５期岩手県障がい福祉計画・第１期岩手県障がい児福祉計画）

目標・見込量等の達成に向けた方策等〔P21～24〕～21〕

計画の基本的な事項〔P1～7〕

サービス等提供体制の確保に係る目標・見込量等〔P7～21〕

**…**

**…**

圏域計画

目標値、サービス見込量等の調整

県計画

圏域計画

市町村計画

市町村計画

５　指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度項目 | H30（2018） | H31（2019） | H32（2020） |  | 年度項目 | H30（2018） | H31（2019） | H32（2020） |
| 指定障害者支援施設 | 2,220 | 2,210 | 2,200 |  | 指定障害児入所施設等 | 580 | 580 | 580 |

４　主なサービス等の見込量（月間量）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度サービス種別 | H28（2016）実績 | H30（2018）見込量 | H31（2019）見込量 | H32（2020）見込量 |
| 訪問系サービス（時間） | 26,957 | 31,232 | 33,124 | 34,921 |
| 日中活動系 | 生活介護（人日） | 64,650 | 69,100 | 70,590 | 72,127 |
| 就労移行支援（人日） | 3,954 | 4,925 | 5,384 | 5,869 |
| 就労継続支援（A型）（人日） | 15,795 | 16,470 | 17,466 | 18,335 |
| 就労継続支援（B型）（人日） | 67,435 | 　75,090 | 　76,766 | 　78,728 |
| 就労定着支援（人）【新規】 | － | 80 | 98 | 118 |
| 短期入所（医療型・福祉型）（人日） | 3,092 | 3,731 | 3,862 | 3,998 |
| 自立生活援助（人）【新規】 | － | 50 | 55 | 69 |
| 居住系 | 共同生活援助（人） | 1,788 | 1,905 | 1,958 | 2,019 |
| 施設入所支援（人） | 2,022 | 2,018 | 2,004 | 1,976 |
| 計画相談支援（人） | 1,347 | 1,480 | 1,550 | 1,621 |
| 児通所障がい | 児童発達支援（人日） | 3,097 | 3,682 | 3,868 | 4,092 |
| 放課後等デイサービス（人日） | 16,020 | 21,079 | 23,135 | 25,251 |
| 保育所等訪問支援（人）【新規】 | － | 57 | 62 | 81 |
| 児童入所施設（医療型・福祉型）（人） | 118 | 148 | 148 | 148 |
| 障害児相談支援（人） | 242 | 387 | 420 | 464 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）【新規】 | － | - | 7 | 24 |
| 発達障がい者支援地域協議会の開催数（回）【新規】 | － | 2 | 2 | 2 |
| 発達障がい者支援センターによる相談支援（件）【新規】 | － | 2,500 | 2,250 | 2,000 |

３　主な成果目標（平成32（2020）年度）

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

・ 平成28（2016）年度末時点から平成32（2020）年度末までの地域生活移行者数　 →（目標）191人

・ 平成28（2016）年度末時点から平成32（2020）年度末までの施設入所者削減数　 →（目標） 43人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

・ 平成32 （2020）年度末までに、全ての障がい保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

・ 平成32 （2020）年度における精神科病院入院後３ヶ月時点の退院率 　　　 →（目標） 69.0％

・ 平成32 （2020）年度における精神科病院入院後６ヶ月時点の退院率 　　　　 →（目標） 84.0％

・ 平成32 （2020）年度における精神科病院入院後１年時点の退院率　　　　　 　 →（目標） 91.0％

③ 地域生活支援拠点等の整備：平成32 （2020）年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上設置

④ 福祉施設から一般就労への移行等

・ 平成32（2020）年度の一般就労移行者数　　　　　　　　　　　　　　　　　 　→（目標）135人

・ 平成32（2020）年度における就労移行支援事業所の利用者数　　　　　　　　　 →（目標）218人

・ 平成32（2020）年度における就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合　 →（目標）50.0％

・ 平成32（2020）年度の就労定着支援事業による支援開始１年後の職場定着率　　 →（目標）80.0％

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

・ 平成32（2020）年度までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上設置…ほか

６　主な地域生活支援事業の見込量（県事業分）

○　専門性の高い相談支援事業（発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援普及事業、障がい児等療育支援事業等）

○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業（手話通訳者・要約筆記者に係る養成研修・派遣事業等）

○　サービス・相談支援者・指導者育成事業（サービス管理責任者研修等）

○　任意事業（オストメイト社会適応訓練、手話通訳者設置、障がい者社会参加推進センター、補助犬、レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、障がい者110番等）

１　基本的事項

 計画の根拠・趣旨・位置づけ

障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の規定により、市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画

 計画の期間

平成30（2018）年度から32（2020）年度までの３か年

 基本的理念

①　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

②　地域間格差の解消等

③　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

④　地域共生社会の実現に向けた取組

⑤　障がい児の健やかな育成のための発達支援

⑥　被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

 計画の構成

　 県全体の計画に合わせて、９障がい保健福祉圏域（盛岡・岩手中部・胆江・両磐・気仙・釜石・宮古・久慈・二戸）ごとの圏域計画を策定

（イメージ）

11　計画の達成状況の点検及び評価

　各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会等の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じる。

２ 障がい福祉サービス等提供体制の確保に関する基本的な考え方

 障がい福祉サービス等

①　県内で必要とされる訪問系サービスの保障

②　希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

③　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

④　福祉施設から一般就労への移行及びその定着の推進

⑤　障害者支援施設及び障害児入所施設における支援体制の維持

 障がい児支援

①　地域支援体制の構築

②　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③ 地域社会への参加・包容の推進

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

⑤　障がい児相談支援の提供体制の確保

 相談支援

①　相談支援体制の構築

②　自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

③　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

④　発達障がい者、重症心身障がい児・者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者、ひきこもり等に対する支援

 被災地の障がい福祉サービス

①　被災者のこころのケアの継続実施

②　被災地における障がい福祉サービスの安定した運営及び利用に向けた支援

９　関係機関との連携

〇　成果目標の達成に向け、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携

10　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項

〇　障がいを理由とする差別や不利益な取扱いの解消

〇　障がい者等に対する虐待の防止

〇　意思決定支援の促進

〇　文化活動支援による社会参加等の促進

〇　事業所における利用者の安全確保に向けた取組や従事者を対象とした研修等の支援

８　必要なサービス見込量確保のための方策

サービスの種類ごとに方策を記載（以下は主なもの）

○　訪問系サービス

・　事業者へ利用者のニーズ等の情報提供等を行い、多様な事業者の参入を促進

○　共同生活援助

・　地域の実情に応じ、新規整備のほか、既存の建物の活用等による整備を支援

○　計画相談支援

・　市町村における基幹相談支援センターの設置を促進

○　放課後等デイサービス

・　市町村と協力し地域療育体制を拡充

７　指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

○　サービス提供に係る人材の確保及び養成

・ 福祉人材センターやハローワークと連携し、マッチング支援等を通じ人材を確保

・　サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援従事者等、サービス提供に係る専門職員の養成研修

・　サービスの直接の担い手である居宅介護従事者等の養成及び喀痰の吸引等を行うことができる人材の養成

・　行動障害を有する障がい者等の特性に応じた適切な支援を行うことができる人材の養成研修

○　事業者に対する第三者の評価

・ 事業者に対する適切な第三者評価を実施できる体制を整備し、積極的な活用を支援

・　改正障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等情報公開制度の普及啓発